

# 敬愛大学 AI・データサイエンス教育センター規程

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、敬愛大学 AI・データサイエンス教育センター(以下「センター」という。)の管理および運営に関する事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、経済学・経営学・国際学・教育学等の各分野における AI・データサイエンスの活用を通して、Society5.0 に向けた文理融合人材の育成に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) AI・データサイエンスの学修に必要なカリキュラムの研究・開発
- (2) AI・データサイエンスの学修に必要な教材の研究・開発
- (3) AI・データサイエンスの教育に必要な指導法の研究・開発
- (4) AI・データサイエンスに関わる学修データの調査・分析
- (5) 履修案内を含む学内外広報
- (6) FD/SD 研修会での活動報告
- (7) 他大学、研究機関、研究者との交流
- (8) 図書、資料の収集・保管
- (9) その他、目的達成に必要な活動

(センター運営組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) AI・データサイエンス教育センター長 (以下「センター長」という。)
- (2) 各学部より指名された AI・データサイエンスに関する知見を有する教員若干名
- (3) 大学事務局長、キャリアセンター長、修学支援室長、IR・広報室長
- (3) その他センター長が委嘱した者

(センター長の任命)

第5条 センター長は、学長の指名に基づき、理事長が任命する。

(任期)

第6条 センター長及び各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第7条 センター長は、AI・データサイエンスに係る重要な事項を審議するため、AI・データサイエンス教育センター会議(以下「センター会議」という。)を招集し、その議長と

なる。

2 センター長必要と認めた場合、構成員以外の者を出席させることができる。

(活動計画及び活動費用)

第8条 センター長は、次年度の活動計画及び活動費用について、事前に学長の承認を得るものとする。

(庶務)

第9条 センターに関する庶務は、修学支援室が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、センター会議及び大学運営会議の意見を聴いた後、学長が行う。